

## 「細則 3-1 NAS電池の遠隔制御等を行う一般取扱所の自主保安基準」の解説

NAS電池は、正極に第二類の危険物である硫黄、負極に第三類の危険物であるナトリウムを用いて硫黄とナトリウムの化学反応で充放電を繰り返す蓄電池です。

平成 11 年国通知等により、NAS電池を設置する一般取扱所における危険物取扱者等の取り扱いについて示されました。

当該通知等を受け、NAS電池の遠隔制御等を行う一般取扱所は、NAS電池の遠隔制御等に係る基準である細則 3-1 を定める必要があります。

**関係通知：【平成 11. 6. 2 消防危 53】【平成 24. 6. 7 消防危 154】【平成 25. 8. 23 消防危 156】**

### 細則 3-1 NAS電池の遠隔制御等を行う一般取扱所の自主保安基準

定める必要がある施設	NAS電池の遠隔制御等（NAS電池の所在する場所以外の場所において人が監視、制御等することをいう。以下同じ。）を行う一般取扱所
------------	---

NAS電池に隣接する同一敷地内の建物内等は「NAS電池の所在する場所以外の場所」に該当しません。

#### 第1 総則

当所のNAS電池の遠隔制御等は、本編及び関係する細則によるほか、第2で定める「NAS電池の遠隔制御等に係る基準」に基づき行うものとする。

#### 第2 NAS電池の遠隔制御等に係る基準

- 1 所長は、NAS電池の遠隔制御等を危険物取扱者に行わせるか、危険物取扱者の立ち合いのもと行わせるものとする。
- 2 NAS電池の遠隔制御等は、●●監視センター（東京都千代田区大手町-●-●）で行うものとする。
- 3 所長は、NAS電池の遠隔制御等を行うために必要な実施基準を整備するとともに、実施基準に基づき監視、制御等が適正に行われる体制を確保するものとする。
- 4 所長は、NAS電池で火災等が発生した場合の連絡体制（消防機関への通報を含む）及び対応体制を確保するものとする。

NAS電池の遠隔制御等を行う場所を記載してください。

#### 5 その他

特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。